

証券コード 9340
2025年9月10日
(電子提供措置開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目11番8号
株式会社アソインターナショナル
代表取締役社長 阿曾 敏正

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、当社は定時株主総会前の2025年9月25日（木曜日）に有価証券報告書を開示予定しております。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aso-inter.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アソインターナショナル」又は「コード」に当社証券コード「9340」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛎殻町2-1-1（東京メトロ半蔵門線水天宮駅直結）
ロイヤルパークホテル東京日本橋 有明の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
- 報告事項 1. 第38期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

第38期 事業報告

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、第2次トランプ政権が打ち出した相互関税政策により経済・外交・市場の各分野において世界的な混乱が生じております。また、ユーラシア大陸の地政学的環境の継続的悪化により資源・エネルギー価格やインフレ率の高止まりが続いており、依然として予断を許さない状況が継続しております。

一方、我が国の経済は、賃上げや政府の景気対策により緩やかな回復基調を示しておりますが、資源・エネルギー価格及び物価上昇率の高止まり並びに金融政策の転換などが企業活動や家計に影響を及ぼし、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度におきましては、社会における審美的な意識の高まり、未病改善への取り組み拡大等を背景として矯正歯科業界の事業環境は引き続き堅調に推移してまいりました。

一方、2020年から2022年頃にかけては、特需により市場規模が急速に拡大いたしましたが、当該特需の反動もあり、現在は市場全体として安定的な推移を見せております。

当社グループにおきましては、一貫して顧客である歯科医療機関に対し高品質な矯正歯科技工物の提供や継続的営業活動等を通じて顧客満足度の向上に努めてまいりました。また、コロナ禍にブームとなった歯科矯正治療の認知度は定着し、主力商品であるアライナー（マウスピース型矯正装置）、IDBS（インダイレクト・ボンディング・システム）、リテナー（保定装置）及びアプライアンス（動的・機械的矯正装置）等の矯正装置の売り上げが堅調に推移しており、WEスキャン、LuxCreo社製3Dプリンター等デジタル商材が業績に寄与いたしました。

また、当社グループでは、2024年9月27日に策定いたしました「中期経営計画2025-2028」に基づき、当連結会計年度は計画の初年度として、事業拡大のための体制強化を行う期間と位置づけ、米国基盤の確立と受注増大に伴う社内体制の再構築を実現することにより、経営計画の目標達成に向けて取組んでまいりました。具体的には、当連結会計年度末時点で、アメリカのカリフォルニア大学サンフランシスコ校歯学部、テキサス大学歯学部ヒューストン校及びボストン大学歯学大学院へ歯科矯正装置の公式サプライヤーとして登録され、2024年4月に設立した子会社ASO INTERNATIONAL USA, INC.を加え、本格的に米国本土

に進出する基盤を整えております。そして、当連結会計年度において、引き続き海外製作拠点の人員拡充等積極的な製造キャパシティの拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は売上高3,796,454千円（前期比7.1%増）、営業利益658,504千円（前期比20.8%増）、経常利益631,496千円（前期比13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益438,584千円（前期比13.5%増）となり、増収増益となりました。

なお、当社グループの事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）の総額は29,167千円であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループの優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。なお、財務上の課題については、当社グループにおいて内部留保が十分確保されており、また借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の課題事項はありません。

①優秀な人材の確保と育成

今後の事業拡大や継続的な成長を目指すにあたって、優秀な人材の確保や育成は必要不可欠であると考えております。特に歯科技工士の確保と育成は今後の当社グループの安定的な成長にとって欠かせないものとなっております。そのため、当社グループではデジタル化による作業工程の効率化と短期間での基礎技術習得を目的とした歯科技工士育成プログラムにより、生産性の向上と高いレベルでの業務標準化を推進しているほか、能力開発に向けた研修制度の充実にも努めております。今後はキャリア断絶を防止するための休暇制度や勤務時間の自由度を高めていき、ワークライフバランスを推進することで、歯科技工士の確保・育成に努めてまいります。

②内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすため、意思決定プロセスにおける透明性の確保や迅速化など経営の効率性を高めると同時に、業務執行における内部統制機能の充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本となり、経営上重要な課題と考えております。そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

③グローバル展開及び事業の多角化

当社グループはこれまで製作や材料調達では海外拠点を積極的に活用してまいりました。海外拠点であるASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.、ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.及びASO INTERNATIONAL USA, INC.において、当連結会計年度末現在、正社員・パートなど合計300名を超える従業員が業務にあたっております。一方、当社グループにおける海外売上高は当連結会計年度において4.9%となっており、海外売上高比率は徐々に増加傾向にあります。依然として全体売上高に占める割合は低い水準に留まっておりますが、当連結会計年度において、アメリカ本土における複数大学の公式サプライヤーとなっており、今後アメリカでの販売チャネルの継続的強化することにより、グローバル事業展開を更に加速させて、海外売上高比率の大幅な上昇を目指してまいります。

ゆくゆくは、アメリカを始め世界各国から収集・蓄積した歯科矯正データを人工知能により分析し、患者ごとに症例に適した各種技工物の組み合わせプランを設計・提案し、ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.において製作するような体制を整備することを目指しております。

また、当社グループはこれまで主に多種多様な矯正歯科技工物製作として事業を営んでまいりましたが、今後国内歯科技工士人数の絶対数が減る中、国内製作キャパシティの維持問題の深刻さを増しつつあるため、技工物製作だけでは、当社グループの更なる成長に大きな貢献を期待するのが難しくなると予想しております。そのため、当連結会計年度において、口腔内スキャナーや3Dプリンター等のデジタル商材の販売に注力し、業績成長に寄与いたしました。

今後、矯正歯科技工物の製作を主軸としつつ、デジタル商材販売などを加えながら、「世界規模で矯正業界に貢献する企業へ」の理念を貫いて、長期的に事業の多角化を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第35期 (2022年6月期)	第36期 (2023年6月期)	第37期 (2024年6月期)	第38期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売上高(千円)	3,115,106	3,190,044	3,544,750	3,796,454
経常利益(千円)	518,387	433,892	555,355	631,496
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	351,840	338,159	386,406	438,584
1株当たり当期純利益(円)	43.98	38.05	39.75	44.90
総資産(千円)	2,193,097	2,826,293	3,184,903	3,330,954
純資産(千円)	1,552,931	2,465,578	2,763,156	2,930,133
1株当たり純資産(円)	194.11	253.89	282.86	299.29

(注) 2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ASOであり、同社は当社の株式5,600,000株（議決権比率57.20%）を保有しております。同社は当社代表取締役社長である阿曾敏正氏の資産管理会社であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フォレステント・ジャパン株式会社	10,000千円	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	20,000千フィリピンペソ	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.	30千USドル	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL USA, INC.	50千USドル	100.0%	歯科矯正事業

(7) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

事業区分	事業内容
歯科矯正事業	歯科矯正装置の製造・販売

(8) 主要な事業所 (2025年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都中央区銀座2丁目11番8号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦2丁目19番21号
新潟オフィス	新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番16号
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目8番21号

② 子会社

フォレスタデント・ジャパン株式会社	本社（東京都港区）
ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	本社（フィリピンカヴィテ州）
ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.	本社（米国ハワイ州）
ASO INTERNATIONAL USA, INC.	本社（米国カリフォルニア州）

(9) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

① 連結会社の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
歯科矯正事業	310 (130)名	34名増 (35名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 臨時雇用者数が前連結会計年度末と比べて平均人員35名減少したのは、主に海外製作拠点ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.の臨時雇用者が正規雇用者になったためであります。

② 提出会社の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (74)名	5名減 (2名増)	38.7歳	5.8年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,790,200株
- ③ 株主数 2,130名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 A S O	5,600,000株	57.20%
阿 曽 敏 正	799,400株	8.17%
A S G J a p a n 株 式 会 社	331,000株	3.38%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	312,900株	3.20%
光 通 信 株 式 会 社	270,400株	2.76%
加 藤 英 次	121,000株	1.24%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	97,400株	0.99%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	79,100株	0.81%
田 中 博	71,200株	0.73%
吉 川 潤	60,000株	0.61%

(注) 1. 2024年11月13日開催の取締役会決議により、2025年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は16,000,000株増加し、32,000,000株となっております。

2. 2024年11月13日開催の取締役会決議により、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は4,884,300株増加し、9,768,600株となっております。

3. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は21,600株増加し、9,790,200株となっております。

4. 持株比率は自己株式（50株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2025年6月30日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2020年6月29日	2021年6月28日
新株予約権の数	542個	707個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 24,040円 (1株当たり 121円)	新株予約権1個当たり 38,230円 (1株当たり 192円)
権利行使期間	2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月29日から 2031年6月28日まで
行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していないければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。	同左
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数
取締役（社外取締役を除く）	18個 3,600株 1名	99個 19,800株 2名

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 2025年1月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	2020年6月29日	2021年6月28日	
新株予約権の数	542個	707個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき200株) 108,400株	普通株式 (新株予約権1個につき200株) 141,400株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり) 24,040円 121円	新株予約権1個当たり (1株当たり) 38,230円 192円	
権利行使期間	2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月29日から 2031年6月28日まで	
行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。	同左	
使用人等の保有状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 524個 104,800株 7名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 608個 121,600株 7名

(注) 2025年1月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿曾 敏正	ASO INTERNATIONAL MANILA, INC. Chairman ASO INTERNATIONAL USA, INC. Chief Financial Officer
取締役	内山 淳	事業統括部部長
取締役	桑原 勉	フォレステント・ジャパン株式会社 代表取締役
取締役	葛西 一貴	日本大学松戸歯学部 特任教授 (公社) 医療系大学間共用試験実施評価機構 事業部長
取締役	田内 優悟	アクロポリス・アドバイザーズ株式会社 社員 公認会計士
常勤監査役	永瀬 巍	
監査役	静健太郎	静公認会計士事務所 代表 アルファ監査法人 社員 株式会社ACSL 社外取締役
監査役	奥村 祥樹	弁護士

- (注) 1. 取締役の葛西一貴氏及び田内優悟氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の永瀬巌氏、静健太郎氏及び奥村祥樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役静健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年9月27日開催の第37回定時株主総会において、葛西一貴氏及び田内優悟氏は新たに社外取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高 橋 祐 介	2024年9月27日	任期満了	はれやか法律事務所 共同代表 弁護士
松 尾 一 彦	2024年9月27日	任期満了	

7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	平 野 拓 幹	西日本エリア営業統括
執 行 役 員	曾 我 雄 作	東日本エリア営業統括
執 行 役 員	加 来 裕 一	ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、企業の持続的な成長に向け、役員の価値を最大限発揮できる仕組みを構築することを基本方針としています。報酬体系は、固定報酬(月俸)で構成しております。

a.取締役

当社は、取締役の報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を高めるため、指名報酬委員会（独立社外役員が委員の過半数を占めるもの。）を設置しております。取締役の個人別の報酬の額については、定款に基づき株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会から指名報酬委員会に対する諮問を受けて同委員会にて協議のうえ取締役会に対してなされた報酬方針、報酬制度、各取締役の個人業績評価等（社外取締役を除く。）に関する答申の内容を踏まえ、取締役会にて決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

(指名報酬委員会の役割及び活動内容)

当社の指名報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置された、取締役会の任意の諮問機関であり、取締役報酬の基本方針及び報酬水準の考え方、決定手続き、並びに役員報酬の構成について審議し、取締役会に対し答申を行っております。また、直接取締役会へ提案することも可能となっております。

(指名報酬委員会の構成員)

本書提出日現在の構成員は次のとおりです。

委員長	役職	氏名
	代表取締役社長	阿曾 敏正
◎	社外取締役	葛西 一貴
	社外取締役	田内 優悟

b.監査役

当社の各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	54,534 (3,450)	54,534 (3,450)	—	—	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	66,534 (15,450)	66,534 (15,450)	—	—	10 (7)

(注) 上記報酬等の総額には、2024年9月27日付で任期満了により退任した社外取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役葛西一貴氏は、日本大学松戸歯学部の特任教授、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の事業部長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役田内優悟氏は、アクロポリス・アドバイザーズ株式会社の社員であります。当社は当該会社との間に、IRコンサルティング契約を締結しております。
- ・社外監査役静健太郎氏は、静公認会計士事務所の代表、アルファ監査法人の社員及び株式会社ACSLの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役 葛西一貴	取締役会 9/10回 (90%)	主に歯科学究領域学者として、豊富な知見に基づき、当社事業戦略策定やイノベーション活性化などに関して助言を行っており、当社が同氏に期待する取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 田内優悟	取締役会 10/10回 (100%)	主に公認会計士及びアドバイザリーアナリストとして、専門的見地から、当社財務会計に関して質問、助言等を行っており、当社が同氏に期待する取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役 永瀬巖	取締役会 14/14回 (100%) 監査役会 12/12回 (100%)	経営者としての豊富な経験と知見を有しているほか、監査役としての経験から、常勤監査役としての視点から、適宜取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための質問、助言を行っております。 また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。
監査役 静健太郎	取締役会 14/14回 (100%) 監査役会 12/12回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。
監査役 奥村祥樹	取締役会 14/14回 (100%) 監査役会 12/12回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。

(注) 社外取締役葛西一貴氏及び田内優悟氏は、2024年9月27日付で、当社社外取締役に就任しております。出席状況における取締役会の参加状況は、2024年9月27日以降に開催された取締役会回数に基づき記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,320千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,320千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社のうち、海外子会社であるASO INTERNATIONAL MANILA, INC.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 上記以外に、前事業年度（第37期）の監査に係る追加報酬として、当事業年度中に1,800千円支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に関わる審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

- ・太陽有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、同監査法人の2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当該監査業務に関わる審査を実施した社員は、上記処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(イ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(ウ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

(エ) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(オ) 代表取締役は、コンプライアンス委員長として、コンプライアンスを経営の基本方針の一つとして、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上に努める。

(カ) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書保管管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 代表取締役を総括責任者として、また内部監査室長及び管理部部長は代表取締役を補佐し、当社グループ全体のリスク管理を総括する。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

(イ) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する

ことを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(イ) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(ウ) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤ 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理部部長が統括し、毎月、経営内容のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

(イ) 連結ベースにて中期経営計画を策定し、当該計画達成のため子会社の経営指導にあたる。

(ウ) 子会社の業務活動全般について、内部監査室の監査対象とする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(ア) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(イ) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(ウ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会以外の会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(イ) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(ウ) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告を通報した者に対し、通報したことを理由として通報者にいかなる不利益な取扱いを行ってはならない旨を社内規程にて定めその旨を周知し、適切に運用している。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループでは「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムが適切に整備し運用されていることを確認しております。

取締役会を14回開催しており、経営と投資などに関する重要事項の決定を行なってまいりました。また、取締役は当社グループ各社の職務の執行状況に関する重要事項について定期的に報告を受けており、適宜助言や提言を行なってまいりました。一方、コンプライアンス及び潜在事業リスクに関する重要事項につきまして、別途開催したコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会で討議し、その結果を取締役会に報告いたしました。

監査役会を12回開催しており、常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監

査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有いたしました。

コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会を1回開催しており、当社グループのコンプライアンス問題とその対策及び事業に影響度が高い潜在リスクを抽出し、その予防策をそれぞれ討議いたしました。

内部監査につきましては、内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針について、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主への利益還元につきましては、事業環境や財政状況、経営成績を考慮のうえ、当期純利益の50%を目途とした配当性向及び株主資本に対する配当率である株主資本配当率5%以上を持続的に目標とする基本的な方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年2回配当を基本方針としており、中間配当は会社法第454条第5項により取締役会決議によって行い、期末配当は株主総会の決議によって行っております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年6月19日開催の取締役会決議により、1株につき2024年12月16日に公表した当初予想10円より1円増配し11円となり、定時株主総会において決議を予定しております。

また、すでに2025年3月31日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり31円となります。なお、2025年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度中間配当金につきましては、当該株式分割前の配当金の額となっております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,627,353	流動負債	388,246
現金及び預金	1,945,343	買掛金	119,062
売掛金	517,770	契約負債	21,862
商品及び製品	45,274	未払金	65,687
仕掛品	2,330	未払法人税等	95,740
原材料	82,032	その他の	85,894
その他の	42,902	固定負債	12,573
貸倒引当金	△8,298	資産除去債務	12,573
固定資産	703,600		
有形固定資産	94,282	負債合計	400,820
建物	25,755	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	41,475	株主資本	2,946,433
その他の	27,051	資本金	356,589
無形固定資産	33,568	資本剰余金	346,589
ソフトウエア	33,568	利益剰余金	2,243,286
投資その他の資産	575,748	自己株式	△32
投資有価証券	228,112	その他の包括利益累計額	△16,299
保険積立金	253,958	その他有価証券評価差額金	1,407
繰延税金資産	29,585	為替換算調整勘定	△17,706
その他の	89,593	純資産合計	2,930,133
貸倒引当金	△25,501	負債純資産合計	3,330,954
資産合計	3,330,954		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売上高	原価		3,796,454
売上総利	益		2,091,504
販売費及び一般管理費	益		1,704,949
営業利益	益		1,046,445
営業外収益			658,504
受取利息	息	2,882	
受取地代家賃	料	5,125	
受取手数料	益	1,856	
償却債権取立て	益	479	
資産除去債務戻入	益	3,886	
雑収入	益入	1,304	
営業外費用			15,535
為替差損	損料	36,756	
支払手数料	他	1,310	
その他		4,475	42,542
経常特別利益	損失		631,496
貸倒引当金繰入額		22,615	22,615
税金等調整前当期純利益			608,881
法人税、住民税及び事業税		172,228	
法人税等調整額		△1,931	170,297
当期純利益			438,584
親会社株主に帰属する当期純利益			438,584

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本 合 計				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	354,927	344,927	2,073,338	-	2,773,193
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,661	1,661			3,323
剰余金の配当			△268,636		△268,636
親会社株主に帰属する当期純利益			438,584		438,584
自己株式の取得				△32	△32
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,661	1,661	169,948	△32	173,239
当連結会計年度末残高	356,589	346,589	2,243,286	△32	2,946,433

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ 有 の 評 価 差 額	の 他 の 証 券 金	為 替 算 定	そ の 他 の 利 益 合 計	
当連結会計年度期首残高	5,147		△15,185	△10,037	2,763,156
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					3,323
剰余金の配当					△268,636
親会社株主に帰属する当期純利益					438,584
自己株式の取得					△32
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,740		△2,512	△6,262	△6,262
当連結会計年度変動額合計	△3,740		△2,512	△6,262	166,977
当連結会計年度末残高	1,407		△17,706	△16,299	2,930,133

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4社

- ・連結子会社の名称

フォレスタント・ジャパン（株）

ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.

ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.

ASO INTERNATIONAL USA, INC.

- ・非連結子会社の数 1社

ASO DENTAL DESIGN, INC.

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称

ASO DENTAL DESIGN, INC.

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちフォレスタント・ジャパン（株）の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月31日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
- 棚卸資産
商品・製品・原材料・仕掛品
総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～39年
機械装置及び運搬具	2～10年
- 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、主として矯正歯科技工物の製造販売と、外部から仕入れた商品の販売を行っております。これら製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項
該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	287,942千円
----------------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	4,884,300株	4,905,900株	－株	9,790,200株

(注) (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したことによる増加 4,884,300株
ストック・オプションの行使による増加 21,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	170,950	35	2024年6月30日	2024年9月30日
2024年12月16日 取締役会	普通株式	97,685	20	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記の配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準として配当を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年9月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	107,691	11	2025年6月30日	2025年9月29日

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記期末配当につきましては、当該株式分割後の株式数を基準として配当を実施いたします。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

249,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、資金が必要な場合、銀行借入などにより調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の社債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額84,685千円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	97,860	△2,140
その他有価証券	43,427	43,427	—
資産計	143,427	141,287	△2,140

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,945,343	—	—	—
売掛金	517,770	—	—	—
満期保有目的の債券				
社債	—	—	100,000	—
合計	2,463,113	—	100,000	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年6月30日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	10,620	—	10,620
その他	—	32,807	—	32,807
資産計	—	43,427	—	43,427

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

当連結会計年度（2025年6月30日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	97,860	—	97,860
資産計	—	97,860	—	97,860

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の「株式」、「社債」及び「その他」は取引金融機関より提示されたものによって評価しております。これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場

価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上区分				合計	
	矯正歯科技工物		商品	その他		
	アナログ	デジタル				
一時点での移転される財又はサービス 一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,993,683 －	1,161,534 20,868	574,792 －	33,711 11,864	3,763,720 32,733	
顧客との契約から生じる収益合計	1,993,683	1,182,403	574,792	45,575	3,796,454	

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	492,386	517,770
契約資産	—	—
契約負債	19,489	21,862

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 299円29銭
2. 1株当たり当期純利益 44円90銭

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,128,376	流動負債	394,951
現金及び預金	1,532,529	買掛金	147,641
売掛金	477,740	契約負債	21,862
商品及び製品	11,583	未払金	58,381
仕掛品	2,330	未払費用	33,886
原材料	82,955	未払法人税等	93,102
前払費用	13,955	前受金	3,888
その他の	15,581	預り金	3,103
貸倒引当金	△8,298	その他の	33,085
固定資産	759,005	固定負債	12,573
有形固定資産	51,459	資産除去債務	12,573
建物	15,416		
車両運搬具	11,422	負債合計	407,524
工具、器具及び備品	17,351	(純資産の部)	
土地	1,426	株主資本	2,478,450
その他の	5,841	資本剰余金	356,589
無形固定資産	29,129	資本準備金	346,589
ソフトウエア	29,129	利益剰余金	1,775,303
投資その他の資産	678,417	利益準備金	2,500
投資有価証券	228,112	その他利益剰余金	1,772,803
関係会社株式	126,205	別途積立金	30,000
長期貸付金	265,156	繰越利益剰余金	1,742,803
長期前払費用	2,186	自己株式	△32
保険積立金	247,492	評価・換算差額等	1,407
繰延税金資産	24,361	その他有価証券評価差額金	1,407
その他の	62,142	純資産合計	2,479,857
貸倒引当金	△277,240	負債純資産合計	2,887,382
資産合計	2,887,382		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売 売	上 原 高 価		3,363,297
売 売	上 総 利 益		1,991,357
販 販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,371,939
営 営	業 利 益		837,083
営 営	業 外 収 益		534,855
受 受	取 利 息	2,485	
受 受	取 手 数 料	14,606	
受 受	取 家 賃	5,125	
貸 債	倒 引 当 金 戻 入 益	263	
却 債	債 権 取 立 益	479	
資 産	除 去 債 務 戻 入 益	3,886	
そ の 他		705	27,552
営 営	業 外 費 用		
為 支	替 差 損	35,922	
支 払	手 数 料	1,241	
そ の 他		482	37,645
経 常	利 益		524,762
税 引	前 当 期 純 利 益		524,762
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		162,363	
法 人 税 等 調 整 額		△1,149	161,213
当 期 純 利 益			363,549

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金							
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	利益剰余金合計				
当期首残高	354,927	344,927	344,927	2,500	30,000	1,647,890	1,680,390	- 2,380,246		
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,661	1,661	1,661					3,323		
剰余金の配当						△268,636	△268,636	△268,636		
当期純利益						363,549	363,549	363,549		
自己株式の取得								△32 △32		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	1,661	1,661	1,661	-	-	94,913	94,913	△32 98,204		
当期末残高	356,589	346,589	346,589	2,500	30,000	1,742,803	1,775,303	△32 2,478,450		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,147	5,147	2,385,393
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			3,323
剰余金の配当			△268,636
当期純利益			363,549
自己株式の取得			△32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,740	△3,740	△3,740
当期変動額合計	△3,740	△3,740	94,463
当期末残高	1,407	1,407	2,479,857

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

□ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ハ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 74,694千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務 2,491千円

短期金銭債権 274,023千円

長期金銭債権 48,590千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	25,692千円
売上原価	545,392千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	12,750千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	50株
------	-----

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	89,898千円
関係会社株式評価損	17,272千円
未払事業税	8,164千円
資産除去債務	3,963千円
その他	9,756千円
繰延税金資産小計	129,054千円
評価性引当額	△103,644千円
繰延税金資産合計	25,410千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	401千円
その他有価証券評価差額金	647千円
繰延税金負債合計	1,048千円
繰延税金資産の純額	24,361千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期残	末高
			役員の兼任等	関連当事者との関係					
子会社	ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	所有直接 100.0%	役員兼任1名	当社グループ製品の外注加工 資金の貸付 経費の立替	製品の販売外注加工 (注1)	415,552	買掛金	36,249	
					資金の貸付 (注2)	-	長期貸付金 (注3)	261,140	
					経費の立替	-	立替金 (注3)	12,883	
子会社	フォレステラメント・ジャパン株式会社	所有直接 100.0%	役員兼任1名	当社グループの材料の仕入れと販売	経営指導料等 (注4)	12,900	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。
- 2. 資金の貸付については、経営基盤強化を図るため無利子としており、担保は受け入れておりません。
- 3. 長期貸付金については261,140千円、立替金については12,883千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、4,256千円の貸倒引当金戻入益として計上しております。
- 4. 経営指導料等は、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 253円30銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 37円21銭 |

- (注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社アソインター・ナショナル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石田 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大塚 弘毅

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アソインター・ナショナルの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アソインター・ナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社アソインターナショナル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 田 宏
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 大 塚 弘 毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アソインターナショナルの2024年7月1日から2025年6月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月27日

株式会社アソインター・ナショナル 監査役会

常勤社外監査役 永瀬巖印

社外監査役 静健太郎印

社外監査役 奥村祥樹印

以上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮し行うこととしております。第38期の期末配当につきましては、以下のとおり普通配当を1株につき11円とさせていただきたく存じます。

当社は2025年1月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を行っており、2025年3月31日付で実施しました中間配当（1株につき20円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算しますと10円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株につき21円となります。

(注) 株式分割前に換算しますと、年間配当金は1株につき42円になります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
配当総額 107,691,650円

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月29日

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋蛎殻町2-1-1

ロイヤルパークホテル東京日本橋(有明の間)

電話03-3667-1111



交通 東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅に直結（4番出口）

東京メトロ日比谷線「人形町」駅より徒歩約5分（A2出口）

都営浅草線「人形町」駅より徒歩約8分（A3出口）

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。